

川崎市小学校教育研究会 規約

第1章 総則

- 第1条 本会は川崎市小学校教育研究会と称する。
- 第2条 本会は川崎市立小学校・特別支援学校教職員の会員で構成される、各教育研究会をもって組織する。
- 第3条 本会の事務局は、川崎市中区下沼部1709-4 川崎市教育会館内におく。
- 第4条 本会は所属する教育研究会及び会員相互の連携を図り、川崎市立小学校の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 教職員の研究・研修に関する事業
 - 2 課題解決に向けた調査研究に関する事業
 - 3 市研究大会開催に関する事業
 - 4 市教育委員会・市教育関係諸機関及び関係諸団体との連携事業
 - 5 本会活動の啓発事業
 - 6 その他目的達成のために必要な事業
- 第6条 本会は神奈川県小学校教育研究会に所属し、連携を図る。

第2章 組織の構成・役割

- 第7条 本会は次の研究会をもって構成する。
- | | | |
|------------|----------------------|----------------|
| 1 国語教育研究会 | 2 社会科教育研究会 | 3 算数教育研究会 |
| 4 理科教育研究会 | 5 生活科・総合的な学習の時間教育研究会 | |
| 6 音楽教育研究会 | 7 図画工作科研究会 | 8 家庭科教育研究会 |
| 9 体育研究会 | 10 道德教育研究会 | 11 特別活動研究会 |
| 12 学級経営研究会 | 13 特別支援教育研究会 | 14 外国語・国際教育研究会 |
| 15 情報教育研究会 | 16 児童文化研究会 | 17 養護研究会 |
| 18 学校栄養研究会 | 19 学校事務研究会 | |
- 各研究会には会長をおき、それぞれ主体的に研究会を運営する。
- 第8条 本会は次の会議を開催し、小教研会長がこれを招集する。
- | | | |
|-----------------------|-------------|---------------|
| 1 小教研総会 | 2 役員会（企画会議） | 3 運営委員会（運営会議） |
| 4 研究大会担当者会 | 5 学校担当者会 | 6 会長・会計担当者会 |
| 7 その他特別な課題解決のための特別委員会 | | |
- 第9条 小教研総会は役員・各研究会長をもって構成し、年1回または必要に応じて開催し、次の事項を決議する。
- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1 規約の改正 | 2 事業計画・報告の承認 | 3 予算・決算の承認 |
| 4 役員・会計監査の承認 | 5 その他の重要事項 | |
- 第10条 役員会は会の企画・運営に関する内容について検討するとともに、次の組織運営上の緊急課題について対応する。また市教委との連絡・協議等の対応にあたる。
- 第11条 運営委員会は役員及び各研究会長をもって構成し、会の重要事項を審議決議する。
- 第12条 研究大会担当者会は役員、各研究会長、各研究会研究大会担当者をもって構成し、市研究大会の企画・運営について協議する。
- 第13条 学校担当者会は役員、各研究会長、各学校担当者をもって構成し、小教研の事業運営について、小教研活動が各学校でより活発に、円滑に行われるように協議する。
- 第14条 会長・会計担当者会は役員、各研究会長、各研究会会計をもって構成し、各研究会における会費等の会計計画・報告方法等について協議し、役員により監査する。
- 第15条 特別委員会は役員会及び各研究会の会長より選出・構成し、次のことを行う。
- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1 教育課程の編成に関する事項 | 2 今日の課題に関する事項 |
| 3 情報の収集・提供、調査活動、研修に関する事項 | 4 その他必要な事項 |

第3章 役員・会計監査

- 第16条 本会の役員は次の通りとする。

1 会長1名 2 副会長若干名 3 書記2名 4 会計2名

但し神奈川県小学校教育研究会の役員動静により、書記並びに会計は増員も可能とする。

第17条 役員の選出は別に定める規定による。

第18条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は代理を務める。
- 3 書記は本会の庶務を処理する。
- 4 会計は本会の会計を司る。

第19条 役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。但し、会長の任期は3年を限度とする。欠員が生じた場合の後任者の任期はその残任期間とする。

第20条 本会に会計監査をおき、選出並びに任務・任期は次の通りとする。

- 1 会計監査は2名とし選出方法は役員の選出に準ずる。
- 2 会計監査は本会の会計を監査する。
- 3 会計監査の任期は2年を限度とする。

第21条 本会に顧問、及び特別顧問をおくことができる。顧問、及び特別顧問は会長がこれを委嘱する。

第4章 会計

第22条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第23条 会費は年額一会員1,000円とする。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【付則】①本規約は昭和45年4月1日より施行する。

- | | |
|------------------|------------------|
| ②昭和48年 4月23日一部改正 | ③昭和56年10月23日一部改正 |
| ④昭和58年 2月17日一部改正 | ⑤平成 2年 5月30日一部改正 |
| ⑥平成 4年 3月 9日一部改正 | ⑦平成 5年 1月21日一部改正 |
| ⑧平成 7年 3月 2日一部改正 | ⑨平成 7年 5月19日一部改正 |
| ⑩平成13年 6月13日一部改正 | ⑪平成15年 4月15日一部改正 |
| ⑫平成16年 4月 1日一部改正 | ⑬平成16年 6月15日一部改正 |
| ⑭平成18年 4月 1日一部改正 | ⑮平成19年 4月10日一部改正 |
| ⑯平成20年 5月12日一部改正 | ⑰平成22年 2月26日一部改正 |
| ⑱平成23年 4月 8日一部改正 | ⑲令和 2年 4月 9日一部改正 |
| ⑳令和 3年 4月 8日一部改正 | ㉑令和 4年 4月 8日一部改正 |
| ㉒令和 8年 4月 8日一部改正 | |

【役員の選出に関する規程】

第1条 この規程は川崎市小学校教育研究会規約第16条の規定に基づく役員の選出に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員選出にあたり、役員候補者推薦委員会を設ける。任期は1年とする。

第3条 役員候補者推薦委員会の構成は次の通りとし、互選により委員長を選ぶ。

- ・各研究会長より3名 ・顧問より1名 ・現役員より1名

第4条 役員候補者推薦委員会は、委員長がこれを招集し、候補者を選考する。

第5条 役員候補者推薦委員会は、4月の総会において候補者を推薦し、信任を受ける。

第6条 この規程は運営委員会の合意により改正することができる。

【付則】①この規程は昭和56年10月23日より施行する。

- | | |
|------------------|------------------|
| ②昭和58年 2月17日一部改訂 | ③平成 5年 1月21日一部改訂 |
| ④平成22年 2月26日一部改正 | ⑤平成26年12月 8日一部改訂 |